別紙様式第５‐１

海外事業資金貸付保険

１．案件名

２．案件の概要

（１）関係国

①貸付先国等（海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者の所在国。）

②事業地国

③保証国

（２）貸付の内容

①借入者等（海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者。以下同じ。）

②貸付者等（貸付者、債券等の取得者又は保証債務の負担者。）

③貸付金等又は保証債務の負担の額

④為替レート

（注）内諾申請時において貸付契約が締結されている場合は貸付契約の締結の日、締結されていない場合は内諾申請の日における外国為替相場（銀行が公表する対顧客直物電信買相場の始値：ＴＴＢ）を記載。

⑤資金使途

⑥金利

⑦償還方法

⑧送金予定時期

⑨貸付等の期間

⑩保証者

⑪その他

（３）借入者等の概要

①名称

②設立年月日

③事業内容

④資本金

⑤株主構成及び出資比率

⑥役員構成（うち貸付者側名）

⑦その他の経営支配関係

⑧従業員数

⑨生産規模

⑩最近の業績

⑪貸付者等との取引関係

⑫その他

（４）保証者（被保険者を除く。）の概要

（注）借入者等の概要に準じて記載のこと。

（５）プロジェクトの経緯・今後のスケジュール

３．資金計画

（１）総所要資金の資金使途

（２）総所要資金の資金源

４．販売・収支計画/資金繰計画

５．返済保証措置

６．プロジェクト経済評価

７．特記事項

８．保険関係

（１）保険契約の内容

（２）保険期間

（３）てん補範囲

（４）付保率

（５）保険料の支払方法

９．被保険者の概要

（１）会社名

（２）所在地

（３）設立年月日

（４）事業内容

（５）資本金

（６）従業員数

担当者及び連絡先

＜再保険会社等への情報提供について＞

|  |
| --- |
| * 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。 * 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報（以下「案件情報」）を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等（再保険ブローカーを含む。以下同じ。）へ提供することがあります。 * 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。 * 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 * 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者（以下「保険契約予定者等」）と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。 |